

松崎町こども医療費助成制度

こども医療費助成制度は、お子さんが病気やケガで医療機関を受診した際、保険診療にかかった医療費を助成する制度です。町では、平成30年10月診療分より、対象者と助成内容を下記のとおり拡大することになりました。

① 変更内容

	改正後	改正前
対象年齢	通院、入院ともに 高校3年生相当年齢まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	通院、入院ともに 中学3年生まで
入院時食事療養費	助成対象(自己負担なし)	助成対象外(自己負担あり)

※婚姻している方、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象外です。

② 使用上の注意

- ・保険適用外の費用は助成対象外です。
(診断書代、予防接種代、ベッド代、入院証明料、交通事故などの第三者行為によるけがの治療費などは助成されません)。
- ・高額療養費等の支給がある場合、その金額を差し引いた分が助成対象となります。

(※) 医療機関を受診した際、保険診療分につきましては通常窓口負担はありません(現物給付)。そのため、町からお子さんが加入している健康保険組合に高額療養費を申請しますが、健康保険組合の種類によっては、保護者のサインが必要となる場合があります。その際は、町よりご連絡させていただきますのでご協力をお願いいたします。また、健康保険によっては、高額療養費が被保険者に自動給付となっているものもありますので、その際は町に返還していただきます。

- ・こども医療費以外の助成制度(母子家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度等)の対象となる方は、そちらを優先してください。
- ・転出等により受給資格がなくなった場合は、健康福祉課に受給者証を返却してください。



③申請方法

次のものを持参して役場で手続きをお願いします。

1. 申請者（保護者）の印鑑
2. 保険証（子どものもの）
3. 前年の所得が確認できるもの（転入してきた方）

④助成の受け方

医療機関の窓口で「こども医療費受給者証」と「健康保険証」を毎回提示してください。

【下記の場合は、役場で払い戻しの手続きをお願いします】

1. 静岡県外の医療機関を受診したとき
2. 受給者証を医療機関に提示しないで受診して支払いをしたとき
3. 保険診療適用の補装具等を購入したとき
4. 公費負担医療（小児慢性特定疾病医療、育成医療等）の自己負担金を支払った場合

申請に必要なもの

- ・印鑑（申請者のもの）
- ・領収書（原本）
- ・保険証（こどものもの）
- ・通帳等（振込み先のわかるもの）
- ・受給者証

⑤受給者証の更新について

受給者証の有効期限は9月30日までとなっており、10月以降も引き続き助成を受けるためには、更新の手続きが必要となります。9月上旬ごろに申請書等を送付しますので必要書類の提出をお願いいたします。

❖こんなときは手続きをお願いします！

「こども医療受給者証」の記載内容等に変更があったとき。

- ・加入医療保険
- ・住所
- ・氏名の変更 等



【問合せ】

松崎町役場 健康福祉課

TEL 0558-42-3966